

東大和市公共下水道 水の公民連携
(管理・更新一体マネジメント) 事業

実施方針（案）

令和8年7月

東 大 和 市

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	
1 事業内容に関する事項.....	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	
1 募集及び選定方法.....	10
2 募集及び選定スケジュール.....	10
3 応募者の参加資格要件.....	10
4 審査及び選定の手続き.....	13
5 優先交渉権者選定後の手続き.....	14
第3 事業の実施について	
1 業務実施時の要件.....	15
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 リスク分担の基本的な考え方.....	18
2 事業の実施状況のモニタリング.....	19
3 事業期間中の損害賠償保険等.....	19
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続.....	20
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1 対象施設の立地に関する事項.....	21
2 対象施設の概要	21
第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1 疑義が生じた場合の措置.....	22
2 管轄裁判所の判定.....	22
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
2 金融機関又は融資団と市との協議.....	24
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
3 その他の措置及び支援に関する事項.....	25
第9 その他事業の実施に関し必要な事項	
1 資料の公表	26
2 その他の事項	26
3 連絡先及び情報提供先.....	26
別紙1 リスク分担表.....	27
別紙2 建設業法第26条第3項ただし書.....	30
別紙3 ウォーターPPP業務範囲イメージ.....	31
別紙4 各種計画による調査、計画・設計、修繕・改築業務の想定時期	32

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

東大和市公共下水道 水の公民連携（管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 事業の背景・目的

東大和市（以下、「市」という。）の下水道事業は、昭和51年度から荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道として整備を進め、昭和60年度に一部供用を開始している。

令和8年現在、布設された管きょのうち約2.5km（約10.4%）が標準耐用年数（50年）を経過しているが、今後10年間で標準耐用年数を経過する管きょは約10.5km（約43.7%）となり、急速に老朽化した管きょが増加する見込みである。また、当市の総人口は将来に渡って減少する見込みであり、それに伴い下水道使用料の減収や老朽化した管きょの増加による改築費等の増大が見込まれることから、下水道を取り巻く環境は更に厳しさを増し、安定した事業運営に向けた課題が顕在化している。

このような状況のもと、国は事業者の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式による水の公民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。そこで、市では、下水道事業の中長期的な安定運営を確保するとともに、令和11年度以降に予定される老朽化した管きょの計画的改築に対して国費支援を継続して確保し、今後増大する管路改築に備えるため、令和7年度に「東大和市ウォーターPPP導入可能性調査」を実施した。

これまでの検討結果を踏まえ、市は令和10年度に、維持管理と更新を一体的に推進する水の公民連携（ウォーターPPP）レベル3.5（更新実施型）（以下、「ウォーターPPP」という。）の導入を予定している。

以上を踏まえ、東大和市公共下水道 水の公民連携（管理・更新一体マネジメント）事業（以下、「本事業」という。）は、維持管理に関する各種業務について、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の創意工夫やノウハウを最大限に活用するため、ウォーターPPPによる委託を行うものである。

また、本事業は、市の今後の課題となる下水道事業の安定的な運営に向けて、事業者との協働により、持続可能な下水道サービスの確立を目指すことを目的とする。

(3) 事業場所

東大和市全域（污水处理区域）

事業場所の概要は、表1.1に示すとおりである。

表1.1 事業場所の概要

処理区	面積
荒川右岸東京流域下水道 （荒川右岸処理区）	1,009.20ha（汚水のみ）※計画処理区域（うち処理区域の面積は990.86ha（令和6年度時点））

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる公共施設の概要は、表1.2に示すとおりである。

表1.2 対象となる公共施設の概要（令和8年3月末時点）

対象施設		数量	備考
下水道 管路施設（污水）	污水管（分流）	約244 km	
	マンホール及び蓋	9,596 箇所※	
	公共污水ます	22,085 箇所※	
	取付管	22,092 箇所※	
マンホールポンプ（污水）		7 箇所	

※市の公共下水道台帳システムで管理されている下水道管路施設のデータ（令和7年度時点）より

(5) 事業方式

管理・更新一体マネジメント方式レベル3.5（更新実施型）

(6) 事業範囲

本事業の範囲は、①義務事業（アからカに関する業務）とし、②附帯事業及び③任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

なお、事業者は、本事業期間中、①義務事業のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（ア 統括管理業務のうち統括管理）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「委託等」という。）ができる。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。対象業務は以下のとおりである。

ア 統括管理業務

a. 統括管理

- ・各種業務マネジメント
- ・予算要望資料の作成
- ・業務計画書、報告書等の作成
- ・委託業務、工事発注
- ・技術管理、安全・危機管理、環境対策 等

b. 情報管理

- ・維持管理情報の整理
- ・修繕改築結果の整理

c. セルフモニタリング

- ・実施計画書作成

- ・モニタリングの実施

イ 維持管理業務

- a. 維持管理
 - 1) 管路施設
 - ・巡視
 - ・計画清掃
 - ・緊急点検清掃
 - 2) マンホールポンプ施設
 - ・保守点検
 - ・緊急対応
- b. 住民対応
 - ・初期対応
 - ・緊急点検清掃

ウ 調査業務

- a. スtockマネジメント
 - ・点検（スクリーニング調査）
 - ・調査（詳細調査）
- b. 災害対応
 - ・調査（二次調査）

エ 計画・設計業務

- a. スtockマネジメント
 - ・計画策定
 - ・実施設計
- b. 雨天時浸入水対策
 - ・計画策定（修繕・改築計画）
 - ・実施設計
- c. 災害対応
 - ・災害査定
 - ・実施設計（本復旧）

オ 修繕・改築業務

- a. スtockマネジメント
 - ・改築工事
- b. 雨天時浸入水対策
 - ・改築工事
- c. マンホールポンプ
 - ・改築工事（土木工事を除く）
- d. 緊急修繕
 - ・管路施設の緊急修繕

- ・マンホールポンプの緊急修繕
- e. 公共汚水ます設置工事
 - ・公共汚水ます設置工事

カ その他関連業務

- a. 下水道事務
 - ・窓口・電話対応
 - ・排水設備設置申請受付、検査
 - ・公共汚水ます設置申請受付、検査
 - ・開発申請受付、検査

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。ただし、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

(7) 事業期間

本事業の履行期間及び準備期間、引継ぎ期間に関する事項を以下に示す。

① 履行期間

履行期間は、令和10年4月1日から令和22年3月31日までの12年間とする。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

業務項目と実施スケジュールは、表1.3のとおり予定している。

表 1.3 業務項目と実施時期（予定）

業務項目	予定時期
基本協定締結	令和 10 年 12 月
事業契約締結	令和 10 年 1 月～令和 10 年 3 月
業務準備期間	事業契約の翌日～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 22 年 3 月 31 日
業務引継ぎ期間	令和 22 年 1 月 4 日～令和 22 年 3 月 31 日
契約終了日	令和 22 年 3 月 31 日

② 業務準備期間

業務準備期間は、事業契約の翌日から令和10年3月31日までとし、業務準備期間の施設の維持管理は、市が行う。事業者は、市又は市の指定する者より業務の引継ぎ等を受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務準備に要する費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

③ 業務引継ぎ期間

市又は市の指定する者への業務の引き継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引き継ぎを行わなければならない。なお、業務引継ぎ期間は、令和22年1月4日から令和22年3月31日の間を原則とする。

（８）事業の費用負担

市は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約に定めるものとする。

① 義務事業

市は業務範囲に定めている義務事業に要する費用を負担する。

② 附帯事業

優先交渉権者が提案した附帯事業の内容を踏まえ、附帯事業の実施を市が承諾した場合は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約において費用の負担者及び負担額を定めるものとする。

③ 任意事業（実施する場合）

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(9) サービス対価に関する事項

本事業に係るサービス対価の支払等に関する事項を以下に示す。

① サービス対価の構成

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表1.4のとおりである。

サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。

表 1. 4 サービス対価の構成

項目			内容
①統括管理業務	統括管理		・各種業務マネジメント
			・予算要望資料の作成
			・業務計画書、報告書等の作成
			・委託業務、工事発注
			・技術管理、安全・危機管理、環境対策 等
	情報管理		・維持管理情報の整理
			・修繕改築結果の整理
	セルフモニタリング		・実施計画書作成
・モニタリングの実施			
②維持管理業務	維持管理	管路施設	・巡視
			・計画清掃
			・緊急点検清掃
		マンホールポンプ	・保守点検
			・緊急対応
	住民対応		・初期対応
			・緊急点検清掃
	③調査業務	ストックマネジメント	
・調査（詳細調査）			
災害対応		・調査（二次調査）	
④計画・設計業務	ストックマネジメント		・計画策定
			・実施設計
	雨天時浸入水対策		・計画策定（修繕・改築計画）
			・実施設計
	災害対応		・災害査定
			・実施設計（本復旧）
⑤修繕・改築業務	ストックマネジメント		・改築工事
	雨天時浸入水対策		・改築工事
	マンホールポンプ		・改築工事（土木工事を除く）
	緊急修繕		・管路施設の緊急修繕
			・マンホールポンプの緊急修繕
	公共汚水ます設置工事		・公共汚水ます設置工事
⑥その他関連業務	下水道事務		・窓口・電話対応
			・排水設備設置申請受付、検査
			・公共汚水ます設置申請受付、検査
			・開発申請受付、検査

※法定点検（下水道法施行令第5条に基づく、腐食のおそれが大きい箇所の点検）を含む。

② サービス対価の改定

ア 事業者の提案によるサービス対価の改定

事業者は、サービス対価の改定に関して市に提案できるものとする。

イ 事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。事業環境の著しい変化とは以下に示すものとし、詳細については、事業契約書（案）に示す。

- ・物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

ウ その他市が必要と認める場合

上記アからイまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

③ プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）を導入する。なお、プロフィットシェアの導入に当たっては、別途公表する要求水準書に定める業務の水準を低下させないことが原則となる。詳細については事業契約書（案）等に示す。

（１０）概算事業費

業務種別及び概算事業費（12年間）は表 1. 5 に示すとおりである。なお、概算事業費は、現時点での想定額を示したものであり、事業費を確約するものではない。

表 1. 5 業務種別及び概算事業費（12年間）

業務種別	概算事業費【税込】
①統括管理業務	約 3 億円
②維持管理業務	約 2 億円
③調査業務	約 1 億円
④計画・設計業務	約 1 億円
⑤修繕・改築業務	約 15 億円
⑥その他関連業務	約 1 億円
計	約 23 億円

(1 1) 改築に関する留意事項

① 改築の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

② 改築を行った施設の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は市の所有に属するものとする。

③ 改築の対象

対象施設は污水施設のみであり、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

④ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は市と協議の上、実施又は協力するものとする。

(1 2) 特定事業の選定方法に関する事項

① 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、PFI法等を踏まえ、当市自らが実施する場合と比較して、事業者事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

② 選定結果の公表

当市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を評価内容と併せて、当市ホームページにて公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業を実施する事業者の募集及び選定は、事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表後のスケジュールは表2.1のとおり予定している。

表2.1 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8年7月	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和8年7月～8月	実施方針（案）、要求水準書（案）に対する質問受付
令和8年9月	実施方針（案）、要求水準書（案）に対する質問回答
令和9年3月	実施方針、要求水準書の公表、特定事業の選定
令和9年4月	事業者応募公告（募集要項等公表）
令和9年4月	募集要項等に対する質問受付
令和9年5月	募集要項等に対する質問回答
令和9年5月～6月	参加資格確認受付
令和9年6月	参加資格確認結果の通知
令和9年6月～7月	競争的対話の実施
令和9年7月	対話に基づく修正公募書類の公表
令和9年8月	提案書類受付
令和9年10月	プレゼンテーションの実施
令和9年11月	優先交渉権者の決定
令和9年11月	基本協定締結
令和9年12月	事業協定締結（本契約）
令和10年1月～3月	事業引継ぎ期間
令和10年4月	事業開始

3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりである。

（1）応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1つの企業で複数の業務を兼ねることができるものと

する。

- ② 応募グループは、統括管理企業（代表企業）、維持管理企業、調査企業、計画・設計企業、修繕・改築企業、その他関連業務企業で構成されるグループとし、統括管理業務を行う企業が代表企業となり、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理者（他業務の責任者との兼任可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は、原則認められない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、応募企業及び他の応募グループの構成企業になることはできない。

（２）応募企業、応募グループを構成する企業の共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及びPFI法第9条の欠格事由に該当しない者であること。
- ② 東大和市における競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、東大和市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等、暴力団又は暴力団員を不当に利用している者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- ⑤ 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している者でないこと。
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者
 - ・公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされ

ていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑧ 市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した者と資本面もしくは人事面等において一定の関連がある者でないこと。

- ・株式会社日産技術コンサルタント
- ・荒鹿法律事務所

- ⑨ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

- ⑩ 応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）が、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

（３）応募者に求める要件

応募企業又は応募グループの構成企業のうち一者は、参加資格の資格確認基準日において、次の資格要件を満たすこと。

- ① 直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注した下水道管路若しくはマンホールポンプの維持管理業務、改築更新計画策定業務、実施設計業務、改築工事のいずれかを元請で行った実績を有すること。

- ② 以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
- ・技術士（上下水道部門（下水道））
- ・下水道管路管理技士（総合技士）
- ・１級土木施工管理技士

また、配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

- ③ 改築業務（管路施設）を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する「土木工事業」又は「水道施設工事業」の建設業の許可を有していること。

（４）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び応募資格確認申請書を受付した日とする。ただし、応募企業又は応募グループの構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

4 審査及び選定の手続き

審査及び選定の手続きの流れを以下に示す。

(1) 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、委員会を設置する予定である。委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

当市のウォーターPPP事業に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加を希望する者は、参加表明書及び応募資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び応募資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 競争的対話の実施（附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施）

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、競争的対話の結果を踏まえ、事業契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(4) 提案書の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書を提出すること。

提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

(5) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(6) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 優先交渉権者選定の取消し

市は、事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、

又はいずれの応募者も審査の結果、選定基準に満たない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後は、以下の手続きを行うことを予定している。

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。なお、市は基本協定書（案）の修正には、原則応じない。

(2) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

(3) 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は事業契約書（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。

(4) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める事業開始日に遅滞なく事業を開始する。

第3 事業の実施について

1 業務実施時の要件

事業者は業務実施時に各項の要件を満たすものを配置すること。また、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができるものとする。

なお、再委託（統括管理業務のうち、統括管理を除く）する場合、再委託の企業にも下記に示す配置技術者の要件を満たす者を配置させること。

（1）統括管理業務を行う者の要件

① 配置技術者の要件

統括管理業務は、下水道事業に係る業務を一元的に統括管理する統括管理者を代表企業（統括管理業務を行う企業）から専任すること。また、統括管理者は高度な技術及び相当の経験を有するものとして「1級土木施工管理技士」の資格を有するものかつ下水道事業に係る実務経験を5年以上有するものを配置できる者であること。なお、他の事業所等の業務に従事する場合や他業務との兼任等については、市の承認を得たうえで許容する。また、統括管理者は、当該業務に関しての統括管理業務、業務計画書及び報告書作成業務、その他業務（企画技術提案に基づく任意業務）の管理業務等、当該業務全体を包括した統括的な管理を担うものとする。

（2）維持管理業務を行う者の要件

① 企業の要件

- a. 東大和市競争入札参加資格者として登録されていること
- b. 管路施設の維持管理業務を行う者は、直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注した下水道管路施設の維持管理業務を元請で行った実績を有すること。
- c. マンホールポンプの維持管理業務を行う者は、直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注したマンホールポンプの維持管理業務を元請で行った実績を有すること。

② 配置技術者の要件

- a. 管路施設の維持管理業務を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。
 - ・現場代理人並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。なお、現場代理人及び主任技術者は下水道管路施設の清掃の技術及び経験を有する者でなければならない。
 - ・現場代理人は、現場に常駐し、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行うほか、この契約の履行に関し一切の権限を行使するものとする。ただし、事業者は、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を市に通知しなければならない。
 - ・主任技術者は、この業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
 - ・管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、

所定の業務に従事させること。

- ・事業者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者に従事させること。
 - ・事業者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。
 - ・現場代理人、主任技術者及び酸素欠乏危険作業主任者は、これを、兼ねることができる。
- b. マンホールポンプの維持管理業務を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。
- ・「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者を配置しなければならない。
 - ・資格を必要とする機器の取り扱いや玉掛け等の作業は、必ず有資格者が行わなければならない。
 - ・ブレーカーの開閉は低圧電気取扱特別教育を終了した者が行わなければならない。

（３）調査業務を行う者の要件

① 企業の要件

維持管理業務と同様とする。

② 配置技術者の要件

維持管理業務と同様とする。

（４）計画・設計業務を行う者の要件

① 企業の要件

- a. 東大和市競争入札参加資格者として登録されていること。
- b. 管路施設の計画・設計業務を行う者は、直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注した下水道管路施設の計画・設計業務を元請で行った実績を有すること。

② 配置技術者の要件

主任技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- a. 技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b. RCCM（下水道）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者。

（５）修繕・改築業務を行う者の要件

① 企業の要件

- a. 修繕業務を行う企業
- ・管路施設及びマンホールポンプの修繕業務を行う者は、直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注した下水道管路施設の修繕業務を元請で行った実

績を有すること。

b. 改築業務を行う企業

- ・東大和市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「下水道施設工事」として登録されていること。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する「土木工事業」又は「水道施設工事業」の建設業の許可を有していること。
- ・管路施設及びマンホールポンプの改築業務を行う者は、直近10年間（平成29年4月1日）以降に官公庁等が発注した下水道管路施設の改築業務を元請で行った実績を有すること。
- ・管路施設の管きょ更生の施工及び取付管口の穿孔等の施工作業にあたるものとして、実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の、施工を熟知した技術者を選任すること。

② 配置技術者の要件

a. 修繕業務を行う者

- ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくは10年以上の実務経験年数を有する者を配置しなければならない。
- ・「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者を配置しなければならない。

b. 改築業務を行う者

- ・建設業法の規定に基づき、対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。ただし、別紙2（建設業法第26条第3項ただし書）に示す適用がある場合は、この限りでない。
- ・「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者を配置しなければならない。

（6）その他関連業務を行う者の要件

① 企業の要件

- ・窓口・電話対応及び申請受付を行う者は、市が指定する庁舎内窓口において、開庁日（平日8時30分～17時）に1名以上の技術専門員を常駐させ、対面等による窓口・電話対応及び申請受付に対応すること。

② 配置技術者の要件

- ・各業務内容に関する実務経験を5年以上有した者を配置しなければならない。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じさせた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその内容を別紙1（リスク分担表）に示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については、必要に応じて協議を行う。説明責任は、リスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）などに詳細を規定する。

（1）不可抗力

- ・市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失等）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下、「不可抗力」という。）が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。
- ・市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務を有する。
- ・市は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。

（2）施設の瑕疵

- ・対象施設に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、事業者は市に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合及び点検・調査結果に基づく事業者の判断が、判断当時の事業に鑑み合理的であることを立証した場合は、当該瑕疵に起因する費用等を市が負担することとし、その方法は、市及び事業者の協議により定める。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を典型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は市の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。

(4) 物価の変動

- ・物価の変動に起因するコストの増減に関しては、契約書に基づいてサービス対価を改定する。

(5) 国庫補助金制度の変更等

- ・国庫補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・国庫補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書（案）に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを以下のとおり予定している。

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

3 事業期間中の損害賠償保険等

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。なお、再委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、市の書面に事前承諾なしに、契約上の地位及び権利・義務を譲渡・担保提供などの処分をしてはならない。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

本事業の対象施設の所在地は、表5.1のとおりである。

表5.1 主な対象施設の所在地

処理区	対象面積	所在地
荒川右岸東京流域下水道 (荒川右岸処理区)	1,009.20ha (汚水のみ) ※計画処理区域 (うち処理区域の面積は990.86ha (令和6年度時点))	東大和市下水道計画区域全域

2 対象施設の概要

主な対象施設の概要は、表5.2のとおりである。

表5.2 主な対象施設の概要 (令和8年3月末時点)

対象施設		数量	備考
下水道 管路施設 (汚水)	污水管 (分流)	約244km	
	マンホール及び蓋	9,596箇所※	
	公共汚水ます	22,085箇所※	
	取付管	22,095箇所※	
マンホールポンプ (汚水)		7箇所	

※市の公共下水道台帳システムで管理されている下水道管路施設のデータ (令和7年度時点) より

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の判定

基本契約書（案）締結に関連して発生した全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については、事業契約書（案）に示す。

（1）事業者事由による解除及び措置

① 解除事由

事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができる。

財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は事業契約を解除することができる。

② 解除措置

事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

（2）市事由による解除及び措置

① 解除事由

市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

② 解除又は終了措置

市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、市の支払額からこれを控除する。

（３）いずれの責めにも帰さない事由により事業が困難となった場合の不可抗力による解除及び措置

① 解除事由

市又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力により、対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

また、不可抗力により、本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者との間で本事業の継続可否について協議を行う。

一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

② 解除又は終了措置

不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償を行わない。

（４）特定法令等及び特定条例等変更による解除及び措置

① 解除事由

特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は事業契約を解除することができる。

② 解除措置

特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

特定条例等変更により事業者が生じた損失に係る負担については、市と事業者で協議する。

２ 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

基本契約書（案）締結に関連して発生したすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 資料の公表

本事業に関する公募用資料等の公表は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

2 その他の事項

本事業の実施に関するその他の事項を以下に示す。

(1) 使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

3 連絡先及び情報提供先

本事業に関する連絡先及び情報提供先を以下に示す。

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

東大和市 まちづくり部 下水道課

住所：〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地

電話：042-563-2111

Email：gesui@city.higashiyamato.lg.jp

(2) 情報提供先

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

＜東大和市下水道課ホームページ（下水道課）＞

<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kurashi/suido/1002033/index.html>

別紙１ リスク分担表

○：リスクを主に負担する者を示す。

区分	リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容
				市	事業者	
共通	入札・契約リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト		○	応募に係る費用(提案書作成の人件費、直接経費など)は事業者が負担する。
		入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		入札説明書の訂正等により選定事業者に発生した追加費用を市が負担する。
		契約リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	○	○	契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。
	制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。
			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は事業者が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を事業者側が負担する。
		税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。
			法人税率の変更、事業者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。
		許認可リスク	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○		当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用を市が支払う。
			当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	当該許認可取得の遅延に伴い市に発生した追加費用を事業者が支払う。
	社会リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	○		市が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した追加費用を市が支払う。
			事業者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して市に発生した追加費用を事業者が支払う。
		環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気等)に関する対応		○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。
	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は事業者が負担する。
		物価変動リスク	事業期間の物価変動	○	○	各種業務の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。
		金利変動リスク	事業期間の金利変動		○	各種業務の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。
		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○	○	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、事業者への支払いが行えない場合は、基本、市が負担する。

○：リスクを主に負担する者を示す。

区分	リスク項目		リスク分担		リスク分担の具体的内容
			市	事業者	
共通	第三者賠償リスク	避けがたいリスク	○		仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては市が負担する。
		施設の瑕疵リスク	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては市が負担する。
		不法行為によるリスク		○	事業者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは事業者が負担する。
		業務遂行の不備によるリスク		○	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達によるものは事業者が負担する。
	事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク (不可抗力を除く)	○		実施契約にない市の要因(事由)によるものは市が負担する。 ※上記以外は事業者が負担する。
		事業者の債務不履行リスク		○	事業の中断・放棄等、また、事業者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトプット・アクション目標の未達や不適合の場合は事業者が負担する。
		市の債務不履行リスク	○		市による債務不履行は市が負担する。
	業務内容変更のリスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		市の責(帰責事由)による業務内容等の変更によるリスクは市が負担する。
	事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク	○	○	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスクは市と事業者で協議の上負担する。
	不可抗力リスク	発注計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○	○	不可抗力による施設損害に関する修復費用は市が負担する。 不可抗力による事業の変更、中止に伴い、事業者に発生した追加費用は市が負担する。
維持管理に係るリスク	維持管理・修繕費用増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○	維持管理費用や修繕費用の増大部分は事業者が負担する。
		市の要因により、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		維持管理費用や修繕費用の増大部分は市が負担する。
		突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は市が負担する。
	業務中の事故リスク	事業者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	施設損害に関する修復費用は事業者が負担する。 事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は事業者が負担する。
		事業者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	施設損害に関する修復費用は市と事業者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
		業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は事業者が行う。 事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は事業者が負担する。

○：リスクを主に負担する者を示す。

区分	リスク項目		リスク分担		リスク分担の具体的内容
			市	事業者	
維持管理に係るリスク	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は事業者が負担する。 事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は事業者が負担する。
		業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	○	○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は市が負担する。 事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
調査・計画・設計に係るリスク	調査リスク	市が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合	○		TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い事業者に発生する追加費用を市が負担する。
		事業者が実施した TV カメラ調査などに不備があった場合		○	TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い市に発生する追加費用を事業者が負担する。
	計画・設計リスク	市が実施した長寿命化計画、改築基本設計等に不備があった場合	○		計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を市が負担する。
		市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○		計画・設計変更を行うため、または計画や工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を市が負担する。
		事業者が実施した計画・設計に不備があった場合		○	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い市に発生する追加費用を事業者が負担する。
改築工事に係るリスク	工事遅延リスク	事業者の責により指定期日までに改築工事が完了しない場合		○	事業者の責により指定期日までに改築工事が完了しない場合、市に発生する追加費用を事業者が負担する。
		市の事由による設計変更等で指定期日までに改築工事が完了しない場合	○		市の事由による設計変更等で指定期日までに改築工事が完了しない場合、事業者に発生する追加費用を市が負担する。
	工事費増大リスク	事業者の責により工事費が増大した場合		○	事業者の責により工事費が増大した場合、その追加費用を事業者が負担する。
		市の事由による設計変更等で工事費が増大した場合	○		市の事由による設計変更等で工事費が増大した場合、事業者に発生する追加費用を市が負担する。
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等の不具合が発生した場合		○	事業者の工事監理の不備により工事内容、工期等の不具合が発生に伴う追加費用を事業者が負担する。
	性能リスク	改築工事完了後、市の検査で要求水準の未達、不適合部分又は施工不良部分が発見された場合		○	改築工事完了後、市の検査で要求水準の未達、不適合部分又は施工不良部分の発見に伴う是正措置等の追加費用を事業者が負担する。

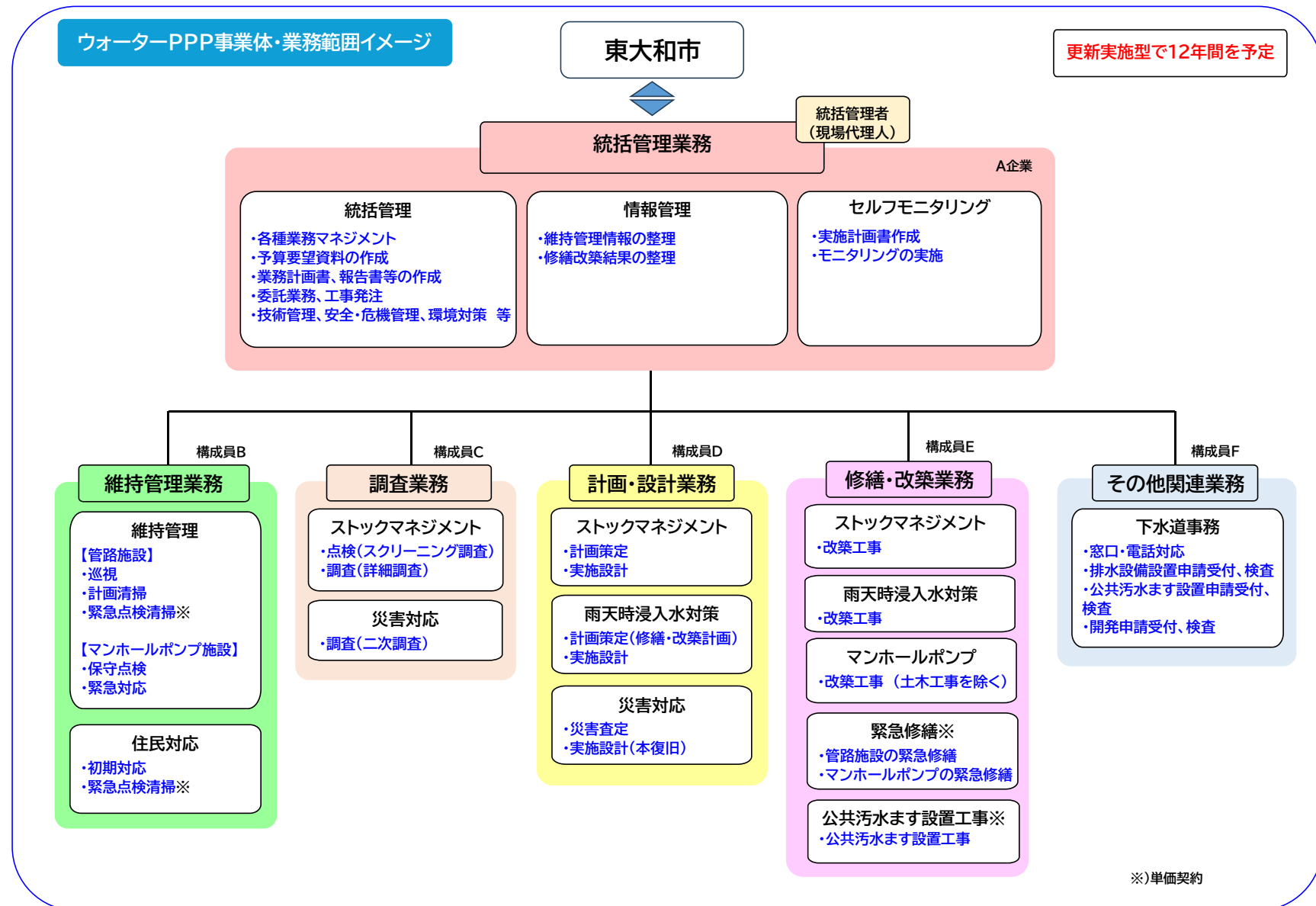
別紙２ 建設業法第26条第3項ただし書

特例管理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。
 - （４）同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）
 - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は、東大和市内の工事でなければならない。
 - （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９）特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

別紙3 ウォーターPPP業務範囲イメージ



別紙4 各種計画による調査、計画・設計、修繕・改築業務の想定時期

											W-PPP期間（12年間）												
項目		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
ストック マネジメント	第1期	計画策定 （基本計画）	調査 （詳細調査）	計画策定 （修繕・改築 計画）	実施設計 改築工事	改築工事																	
	第2期				点検（スクリーニング調査）					調査 （詳細調査）	計画策定 （修繕・改築 計画）	実施設計	改築工事										
	第3期											点検（スクリーニング調査）				調査 （詳細調査）	計画策定 （修繕・改築 計画）	実施設計	改築工事				
雨天時 浸入水 対策	第1期			調査						計画策定 （基本計画） 調査	調査	計画策定 （修繕・改築 計画）	実施設計	改築工事									